

(仮称) 沢又山高原風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
また、できる限り最新の知見を取り入れた手法により、調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- (3) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成するまでには、風力発電機や管理棟、変電所、配電線、資材等搬入道路の設置、既存道路の拡張の工事箇所等、事業の内容について具体的に示すとともに、これらの事業内容に適合した調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 資材搬入道路の設置や道路の拡幅、樹木の伐採等を行うに当たって、動植物への影響や、搬入道路が急傾斜地であることによる小規模な崖崩れ、土砂流出が懸念される場合には、評価対象として調査、予測及び評価を行い、準備書に記載すること。
- (5) 事業計画を詳細にしていくに当たっては、周辺の環境の保全に最大限配慮し、地域住民の理解を得るとともに、その検討経緯について準備書に記載すること。
- (6) 風力発電機からの距離が1 km未満の地域にも住宅が存在することから、これらの住宅に配慮した調査、予測及び評価を実施し、周辺的生活環境に影響が生じないよう保全措置を検討するとともに、風力発電機の設置位置の選定理由と周辺住宅からの距離の妥当性について準備書に記載すること。
- (7) 事業実施区域及びその周辺には、平田村の上水道水源の他、水道水源としての地下水の取水施設が存在するとしていることから、地下水の利用状況を調査し、正確な水源位置を確認した上で、事業実施区域から除外するなど、水源及びその周辺の地下水脈に影響を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、その検討経緯を準備書に記載すること。

2 環境影響評価項目及び評価の手法等について

(1) 大気環境について

ア 粉じんについては、地形や気象、工作物の設置状況等を考慮し、資材等の運搬経路を含め、影響を受けると判断される地域を調査地点として加えること。

イ 騒音及び低周波音については、環境基準値以下でも苦情等が発生しうることから、風力発電機の設置により現況騒音からどの程度騒音が増加するかについても調査・予測を行い、その結果を住民等に示し、評価すること。

ウ 騒音及び振動、低周波音については、伝搬の特性を踏まえ、現地における地形や気象、工作物の状況等を考慮し、影響を受けると判断される地域を加えて調査、予測及び評価を行うとともに、他の風力発電所の事例や国の検討状況等最新の知見を踏まえ、可能な限りの回避・低減等対策を検討し、その結果は検討経過も含めて準備書に記載すること。

エ 大気環境の評価に係る調査及び予測地点については、事業予定区域の風況、周辺の地形の状況等を踏まえ実態を的確に把握できる位置を追加するとともに、調査頻度についても精度の高い評価ができるよう見直しを行うこと。

(2) 水環境について

ア 水質の調査、予測及び評価に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の地表水の集水域や小規模な支流（源流域）への影響にも配慮すること。

イ 風力発電機の基礎設置等に相当量のコンクリートを使用することが見込まれることから、源流域が近接する場合は、水質調査項目にpHを追加すること。

(3) 電波障害について

テレビ電波以外の電波についても、影響を懸念する意見があることから、これらに対する保全措置について検討し、準備書に記載すること。

(4) 動植物について

ア 動物、植物及び生態系については、対象生物の行動圏、分布域等を踏まえ、調査の範囲、地点、期間、時期及び調査方法等を適切に設定すること。

特に、希少種が確認された場合は、調査範囲を広げるなど、より詳細な調査を行うこと。

イ バードストライク（コウモリ類を含む）については、対象事業実施区域及びその周辺における生息・飛翔状況等の調査結果、他の風力発電所での調査結果、過去の衝突等事例、及び国の検討状況等最新の知見を基に、衝突リスクを解析・評価するとともに、その結果を踏まえ可能な限りの回避・低減等対策を検討し、その結果は検討経過も含めて準備書に記載すること。

また、必要に応じてレーダーによる夜間調査を強化すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場について

航空障害灯による影響を懸念する意見があることから、これに対する保全措置について検討し、準備書に記載すること。

3 その他

(1) 風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（平成23年6月、環境省総合環境政策局）では、ブレードの影が回転して地上部に明暗が生じる現象（以下「シャドーフリッカー」という。）による影響が挙げられている。住宅等住民の活動範囲がシャドーフリッカーの範囲に入るか調査し図示等を行うとともに、影響が最大限回避・低減されているか評価し、準備書に記載すること。

(2) 強風や落雷等による風車の破損・倒壊、漏電事故等の予防対策を示すとともに、事故が起きた場合の緊急時の対応及び事業を廃止した場合の施設の撤去について、準備書に記載すること。

(3) 本意見に関する措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。